

第3章 都市づくりの目標

3-1 米原市の将来像

上位計画である「第2次米原市総合計画」においては、まちづくりを進める上で基本となる考え方として、基本理念を設定している。また、基本理念を踏まえ、10年後に目指す本市の姿として、将来像を設定している。

本計画においても、これを踏襲し、地理的・交通的な好条件を強みとして、美しい自然、輝かしい歴史、特色ある文化といった固有の地域資源を最大限に守り活用しながら、安全、快適に暮らせる住環境や、活力ある産業環境を市民とともに創造していくものとして、これからの都市づくりに向けた本市の将来像を次のように設定する。

米原市の基本理念と将来像

【3つの基本理念】

①人と人をつなぐまちづくり【元気な人】

子どもから高齢者まで世代を超えて、市民と市民、市民と行政が一緒になって、地域の課題解決に取り組む総働^{※1}・共創^{※2}のまちを目指します。

※1 総働・・・多様な主体による協働

※2 共創・・・分野の異なる人々の特性を生かして、連携して創造すること

②地域と地域をつなぐまちづくり【活力あるまち】

地域特性に磨きをかけ、更なる魅力や個性が光る地域づくりに取り組み、地域間の交流と連携を活発にすることで、1つの米原市として大きく輝くまちを目指します。

③現在・過去・未来(時)をつなぐまちづくり【愛着ある風土】

豊かな自然環境と長い歴史の中で培われてきた、地域の多彩な魅力や個性を生かしながら次世代に引き継ぐとともに、市民が風土に愛着を持ち、将来にわたって「住み続けたい」と思えるまちを目指します。



【将来像】

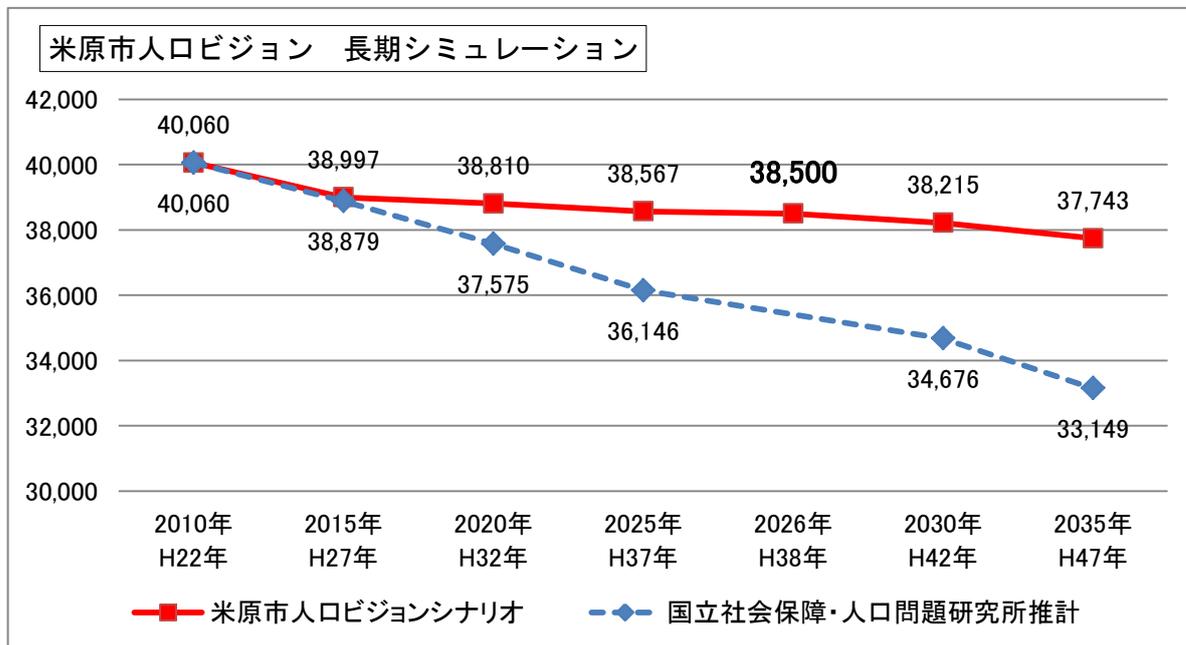
ともにつながり ともに創る 住みよさ実感 米原市

3-2 将来フレーム

全国的に人口減少に突入する中、本市においても、人口減少（平成27年国勢調査によると、10年間で約2,300人減少）に転じている。過去の人口推移を基に人口推計（コーホート要因法による）を行うと、今後も人口減少がより一層加速することが予想されている。

人口の減少は、地域経済や消費活動の縮小につながり、それが更なる人口の減少を引き起こしていくことになり、本市の地域活力が低下していくおそれがある。これに対し、「米原市人口ビジョン」では、このような見通しを受け止めつつも、総合計画や総合戦略における各種施策の推進、居住環境の充実などを図り、人口減少に歯止めをかける目標を設定している。

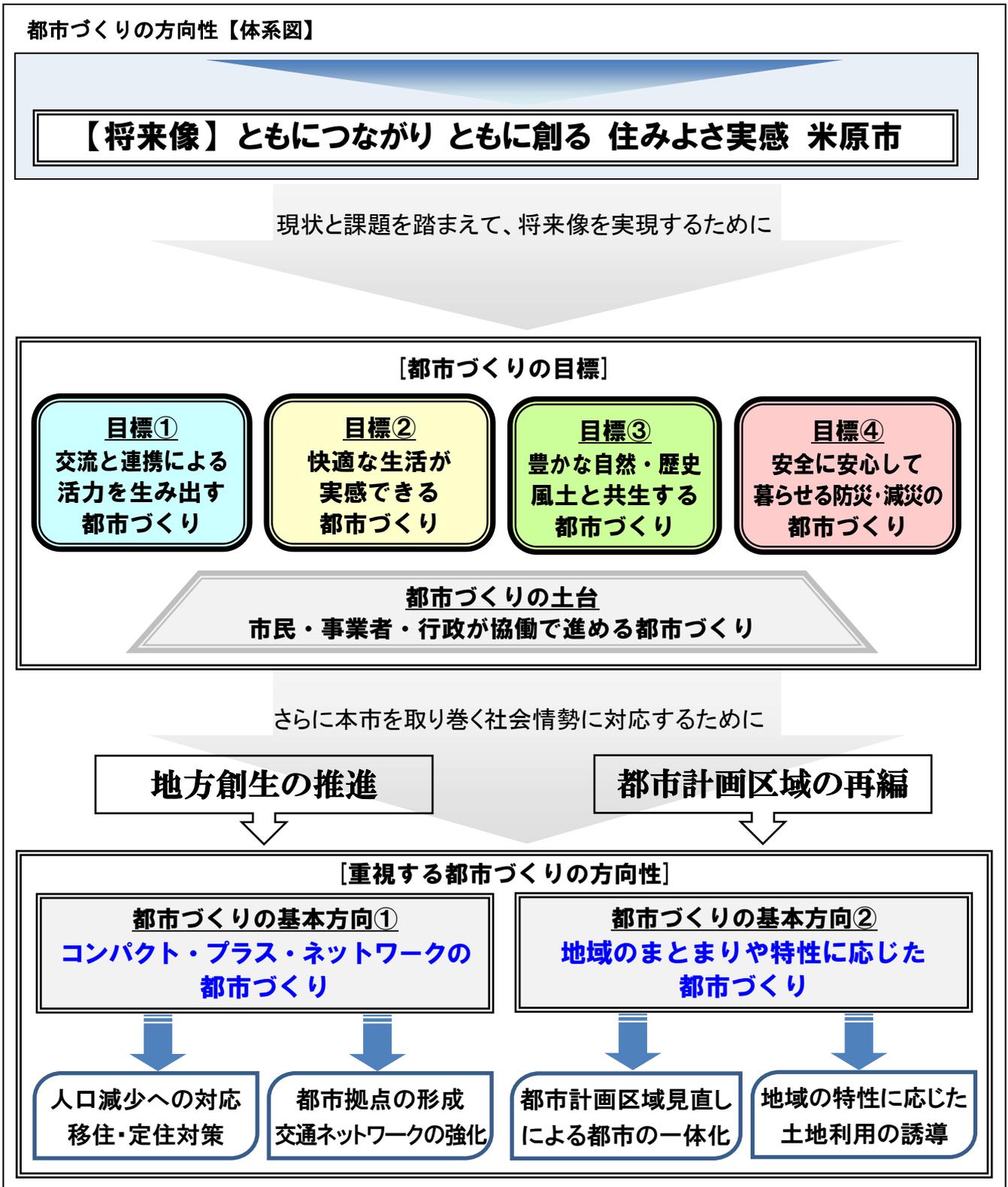
そのため、都市計画マスタープランでは、人口ビジョンの目標値設定の考え方（推計値）を踏襲し、平成38年の目標人口を次のとおり設定する。



3-3 都市づくりの方向性

「第2次米原市総合計画」の将来像や基本理念に基づき、また、本市を取り巻く社会情勢の変化、広域的な観点を踏まえ、本計画では、米原市の将来像の実現に向けて、目標と都市づくりの基本方向を設定する（詳細は、3-4、3-5を参照）。

都市づくりの方向性に関する体系図は、以下のとおり。



3-4 都市づくりの目標

将来像の実現に向けて、都市づくりの目標を以下に示す。

1 交流と連携による活力を生み出す都市づくり

本市は、京阪神・中京・北陸を結ぶ交通の要衝であり、新幹線や高速道路等の広域交通網が集積する結節点となっている。この地理的・交通的な好条件を強みとして、美しい自然環境、歴史・文化資源等の特色ある地域資源を守り活用し、産業振興や観光交流に資する都市づくりを進める必要がある。また、都市に活力を生み出していくためには、交流の場となる「まちの顔」や「地域の顔」といえるような拠点づくりを進め、更なる魅力や個性を創出していく必要がある。

そのため、立地特性や文化交流の結節点という本市の特長を生かした各種産業の誘致や育成等により、観光を含む産業の活性化と雇用の増大を図る。さらに、駅周辺等の拠点性のある場所を活用しながら、活発な都市活動をけん引したり、日常生活を支える各種機能（商業、医療・福祉、子育て支援）の集積を図るなど、米原駅周辺の都市機能の強化による市の核づくりをはじめとした、魅力的で求心力のある拠点づくりを進める。

また、都市基盤の根幹である都市間を結ぶ広域的な道路や地域間を結ぶ道路の整備を優先課題として推進するとともに、拠点間を結ぶ公共交通ネットワークを構築することで、市内外の交流を促進し、利便性と快適性の高い都市づくりを進める。

2 快適な生活が実感できる都市づくり

価値観が多様化し、人口減少等の社会情勢が変化する中で、若者や子育て世代が快適な居住環境を確保し、移住・定住するためには、ニーズに応じた魅力ある住宅地の確保や空家の有効活用、日常生活の場となる施設の充実、働く場所の確保など、若い世代をはじめ、誰もが快適な生活が実感できる環境を整備する必要がある。

そのため、駅周辺の拠点や幹線道路沿道等の交通利便性の高い場所に快適な生活を支える都市空間の形成を図るとともに、身近な生活圏で買い物や行政・福祉サービス等を受けることができる機能の集積と快適な居住環境を確保する。その基盤となる道路、公園・緑地や下水道等については、土地利用の方針と整合を図りながら配置・整備を図る。また、これらを結ぶ道路や公共交通ネットワークの充実により、快適な生活が実感できる都市づくりを進める。

一方で、人口減少や高齢化が進む中山間地域等の既存集落では、暮らしに必要な生活サービスを維持していく必要がある。そのため、既存ストックを活用した、日常生活や地域活動を支える「小さな拠点」づくりなど、地域の実情を踏まえ、地域の歴史・文化的資源や地域特性を生かした市民主体による地域づくりと移住・定住策を促進し、将来にわたって「住み続けたい」と思えるまちづくりを進める。

3 豊かな自然・歴史風土と共生する都市づくり

本市の山林や河川、琵琶湖等の自然景観や、そこでの暮らし・生業によって形成された文化的景観は、本市の景観の土台であり、都市の生活環境を支える重要な要素であるため、市街地外の無秩序な開発を抑制するなど、生活に潤いを与える貴重な資源として保全を図るとともに、自然環境と風土に調和した都市づくりを進める必要がある。

そのため、豊かな水と緑に包まれた自然環境の積極的な保全に努めるとともに、伊吹山麓から琵琶湖をつなぐ水と緑のネットワークづくりなどの良好な都市環境の形成により、自然と共生するまちづくりを推進する。また、先人から引き継いだ地域独自の風土と周辺環境との調和に配慮し、生活空間の中で自然環境や歴史風土に馴染んだ景観形成に努める。

また、豊かな自然環境や歴史・文化的資源を積極的に活用し、その魅力や個性を引き出しながら、観光交流の拠点づくりを進める。



清瀧寺徳源院（三重塔）

4 安全に安心して暮らせる防災・減災の都市づくり

超高齢社会の到来や南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生が危惧される中、将来にわたって安心して暮らすことができる災害に強い都市づくりを進める必要がある。

そのため、近年、全国的に頻発する都市型水害や土砂災害等による被害を軽減するため、治山・治水対策や避難路・緊急輸送路の確保による災害に強い交通体系の構築に向けた取組を推進する。また、身近な避難場所となる公園をはじめとする公共施設の整備、防災機能の向上や社会基盤施設の耐震化・不燃化等の対策強化を推進する。

加えて、危険地域における開発行為の抑制や適切な誘導を図ることにより、災害の未然防止に努める。

さらには、地域特有の過去の災害を教訓にして、市民、地域、行政がそれぞれ役割を分担し、連携・情報共有することにより防災力の強化を図る。



総合防災訓練

3-5 都市づくりの基本方向

本市では、4町合併以降、一体的な都市づくりを進めてきたが、これまで維持してきた人口が減少に転じている。そうした中、滋賀県では地域的まとまりや特性を踏まえた都市計画区域の再編がなされた。

また、国では、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度^{※1}が制定されるなど、コンパクトな都市づくりに向けた積極的な取組がなされている。さらには、リニア中央新幹線（東京―名古屋間）の開通、北陸新幹線のルート検討など、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化していくことが想定される。

こうした情勢に対応しつつ、滋賀県東北部圏域の一翼を担う都市として、広域的な役割や存在価値を見出し、高めていくことも重要である。

そこで、以下を都市づくりの基本方向として、都市づくりを進めるものとする。

基本方向①「コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくり」

《人口減少等への対応、移住・定住対策》

- ・京阪神・中京・北陸を結ぶ交通の要衝にあり、人・モノ・情報が活発に往来した地域として発展し、人口増加を続けてきたが、全国的に人口減少時代に突入している中、本市でも人口が減少に転じている。
- ・将来的には、一層人口減少が進み、少子高齢化の進展が予想される。
- ・まち・ひと・しごと創生法に基づく米原市人口ビジョン、まち・ひと・しごと米原創生総合戦略の策定により、移住・定住対策の取組を進めている。

★人口減少に対し、持続可能な都市づくりを進めていくためには、広域的な視点から交通の要衝である住宅都市^{※2}としての強みを生かし、駅周辺における若者の移住・定住対策をはじめ、子育て施策や高齢者にやさしい都市づくりなど、将来にわたって「住み続けたい」と思える快適・便利な都市づくりを進める。

《都市拠点の形成、交通ネットワークの強化》

- ・人口減少、少子高齢化が進展する中では、高齢者や子育て世代が暮らしやすい都市環境をつくるとともに、持続可能な都市経営の視点が必要である。
- ・医療・福祉施設や住居等がある程度まとまって立地し、徒歩や公共交通で容易にアクセスすることができるコンパクトな都市づくりが必要である。
- ・県との連携による北陸新幹線の米原ルート実現を見据え、京阪神・中京・北陸を結ぶ交通の要衝としての特性を生かした産業振興や観光振興に寄与する都市づくりを一層進めていく必要がある。
- ・本市固有の地域の歴史や風土を生かした拠点づくりやこれらを結ぶネットワークを形成し、地域の魅力を向上させることにより、観光交流の促進や地域の活性化に寄与する都市づくりが必要である。

★米原駅周辺等の公共交通の結節点を中心に、土地利用の高度化、魅力的な商業施設の集積や地域資源の活用等による都市機能の強化を図り、求心力のある都市活動や地域生活の拠点を形成するとともに、各生活圏における拠点同士が広域的な交通ネットワークで連携し、市内外の交流や地域の活力が生まれる「コンパクト・プラス・ネットワーク」の形成に向けた取組を推進する。

基本方向②「地域のまとまりや特性に応じた都市づくり」

《都市計画区域の再編に伴う一体的な都市づくり》

- ・市内には、区域区分が定められた線引きの都市計画区域と区域区分が定められていない非線引きの都市計画区域の2つの都市計画区域がある。
- ・2つの都市計画区域の境界周辺では、地形や土地利用の条件に大きな差がないにもかかわらず、線引きの彦根長浜都市計画区域の市街化調整区域のみが土地利用規制を受け、人口減少、地域活力の低下といった課題を抱えており、市の一体的なまちづくりに支障が生じていた。
- ・滋賀県では、県東北部地域において、「一体であるべき地域的なまとまり」を整理し、今後のバランスのとれた発展と都市の活力の維持を目的として、都市計画区域の再編を図られた。



★4町合併により一体的な都市圏の形成が求められる中で、これまでの地域生活圏を踏まえつつ、地域の持続的な発展や都市の活力の維持を図るため、地域の実情に応じて再編された都市計画区域を踏まえ、地域生活圏での一体的な都市づくりを進める。

《地域の実情に応じた計画的な土地利用の誘導》

- ・土地利用状況は、8割以上が農地、山林等の自然的土地利用が占めており、農用地区域や地域森林計画対象民有林として広い範囲で指定されている。
- ・広域的な幹線道路を有しているが、交通利便性を生かした沿道の土地利用はあまり見られず、商業機能や産業機能が充実しているとは言えない。
- ・既成市街地や既存集落などは、こうした地域と密接に関わっており、新たな居住環境や産業の場としての活用は今後もある程度必要になってくることが考えられる。



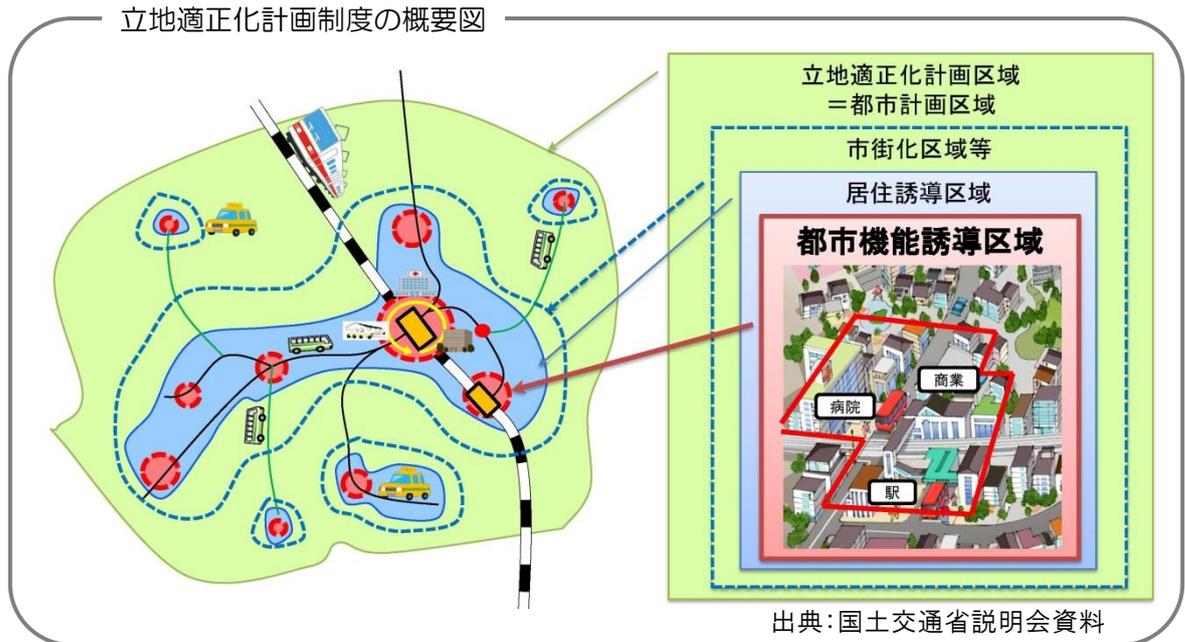
★将来に向けて守るべき地域を明確にして、積極的に良好な環境の形成または保全を図るとともに、その一方で、交通軸である幹線道路沿道などでは、利用すべき都市的土地利用を集中的に誘導するなど、地域特性に応じたメリハリのある土地利用を計画的に推進する。

第3章 都市づくりの目標

参考資料

※1 立地適正化計画制度・・・都市全域を見渡したマスタープランとして位置付けられる都市計画マスタープランの高度化版で、市街化区域内等に「①都市機能誘導区域」と「②居住誘導区域」を設定し、これらを公共交通ネットワークで結ぶとともに、適正な立地に居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能を緩やかに誘導していく制度

- ①都市機能誘導区域・・・医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域
- ②居住誘導区域・・・人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域



※2 住宅都市・・・米原市は、主に住機能を担う住宅都市（住機能型）に分類される。

■滋賀県内の市町村のタイプ(平成22年)

